

新潟県企業局管理規程第3号

新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県企業管理者 榑 澤 尚

新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を改正する規程

第1条 新潟県企業局企業職員勤務規程（平成7年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(休憩時間の特例)</p> <p>第8条の2 <u>第7条に定めるもののほか、企業局長は、業務上緊急かつやむを得ないと認めるときは、臨時に休憩時間を変更することができる。</u></p> <p>第21条 <u>職員（育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員及び育児休業条例第2条第1号から第4号までに掲げる職員を除く。）は、不妊治療を受ける場合において1年（分割する場合は12月）を超えない範囲内で必要と認められる期間、休業をすることができる。</u></p>	<p>(休憩時間の特例)</p> <p>第8条の2 <u>企業局長は、第7条第2項第1号の職員に子育て、介護、通勤等に関する特別の事情があると認めるときは、当該職員の休憩時間の割振りを正午から午後零時45分までとすることができる。この場合における勤務時間の割振りは、午前8時30分から正午まで及び午後零時45分から午後5時15分までとする。</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、企業局長は、業務上緊急かつやむを得ないと認めるときは、臨時に休憩時間を変更することができる。</u></p> <p>第21条 <u>削除</u></p>

第2条 新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改正後	改正前
<p>(部分休業)</p> <p>第22条 <u>企業局長は、職員（次に掲げる職員を除く。）が請求した場合において、事業の運営に支障がないと認めるときは、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下この条において「部分休業」という。）を承認することができる。</u></p> <p><u>(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</u></p> <p><u>(2) 1週間の勤務日数が3日に満たない、又は1年間の勤務日数が121日に満たない非常勤職員及び1日の勤務時間が6時間20分に満たない非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(部分休業)</p> <p>第22条 <u>企業局長は、職員（次に掲げる職員を除く。）が請求した場合において、事業の運営に支障がないと認めるときは、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下この条において「部分休業」という。）を承認することができる。</u></p> <p><u>(1) 非常勤職員</u></p> <p><u>(2) 部分休業により養育しようとする子について、配偶者が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。第3項において「育児休業法」という。）その他の法律により育児休業をしている職員</u></p> <p><u>(3) 前号に掲げる職員のほか、部分休業をしようとする時間において、部分休業により養育しようとする子を職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員</u></p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行し、第2条の規定による改正後の新潟県企業局企業職員勤務規程第22条の規定は、令和6年1月1日から適用する。